

(公財) 福岡よかトピア国際交流財団
ホームステイ・ホームビジット実施要領

1. 目的

- (1) 在福・来福の外国人（以下「ゲスト」という。）に、日本の家庭生活体験や、訪問して交流する機会を提供し、互いの国の文化や習慣を共に学び合いながら理解と友情を育てる。
- (2) 受入家庭（以下「ホストファミリー」という。）に、外国人との生活体験や交流を通して、国際理解・異文化理解を深める機会を提供する。

2. 交流形態

家庭での食事や宿泊を伴う交流形態を「ホームステイ」、宿泊を伴わずに交流を行う形態を「ホームビジット」という。

3. ホームステイ・ホームビジット利用対象者

- (1) 日本国内に身元保証のできる団体（以下「申込責任団体」という。）を有する外国人。
- (2) 福岡都市圏の大学、短期大学、または語学学校等に在籍する留学生であることの証明ができる外国人。
- (3) (1) および(2)の利用対象者のうち、ホームステイまたはホームビジット中に下記の活動を行おうとする者については、対象としない。
 - ア. 営利を目的とするもの
 - イ. 政治又は宗教に関するもの
 - ウ. 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
 - エ. 特定の個人又は団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれのあるもの

4. 交流期間

- (1) ホームステイ
原則として1週間以内とする。ただし、ホストファミリーの意向があれば1週間以上のホームステイを紹介する。その際、公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団（以下「財団」という。）は当初の紹介のみ行い、具体的な条件はゲストとホストファミリーが直接話し合って決定することとする。
- (2) ホームビジット
原則として3か月以内とする。

5. 受入にかかる費用

- (1) 交流の際にかかる費用は、原則としてゲストとホストファミリー双方の個人負担とする。ただし、受入れに伴う基本的な費用（家庭での食事、宿泊、もてなしの茶菓程度）はホストファミリー、訪問・滞在に伴う交通費、通信その他の個人的費用はゲストの負担とする。
- (2) ホストファミリーは、財団負担で、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入する。

6. ホストファミリーの条件

- (1) このホームステイ・ホームビジットの目的に賛同し、好意で外国人を受入れられる家庭であること。
- (2) 家族全員が受入れに賛同すること。
- (3) 人種差別がないこと。
- (4) 福岡都市圏に住所を有し、必要に応じて送迎に協力できること。
- (5) 登録者は成年とする。

7. ホストファミリーの登録

- (1) 登録期間、更新
 - ① 登録期間は平成30年4月1日から3年間とする。なお、期間途中で登録者の場合も、期間満了日はこれに合わせる。

② 期間満了後、継続希望者は更新手続きを3年毎に行うものとする。

(2) 登録の方法

① 登録を希望する家庭は所定の登録申込書（様式1）を財団へ提出する。

② 財団は提出書類を審査し、登録が適当と認めた場合はホストファミリーとして登録し、「ボランティア活動保険」付保後に登録番号を通知する。

(3) 登録の変更

登録内容に変更があった場合、登録者は速やかに財団に連絡する。連絡を受け、財団は登録名簿の記載内容を変更する。

(4) 登録の取消

次のいずれかに該当する場合は登録を取り消す。

ア. 登録家庭から辞退の申し出があった場合

イ. ホームステイ・ホームビジットの目的に反した場合

8. 利用方法

(1) ホームステイまたはホームビジットの利用を希望する場合は、原則として希望日の1か月前までに所定の申込書（様式2または様式3）により財団へ申込みものとする。

(2) 財団は、書類審査または面談等により利用が適当と認めた場合、条件が合うホストファミリーを照合し、ホストファミリーの了解を得たうえで申込者へ紹介する。

(3) ホストファミリーの紹介が不可能な場合は、財団は速やかにその旨を申込者に通知する。

(4) ホストファミリーとの受渡し前後における利用者への連絡、引率等は、原則として財団が行う。ただし、申込責任団体からの申込みの場合は、原則として申込責任団体の責任において行う。

(5) 利用者とはホストファミリーは、原則として財団が設定する場で対面した後、双方合意の上で交流を開始する。

(6) 利用者本人（所属大学等含む）または申込責任団体がホストファミリーと受入れに関する諸事について、対面以前に直接連絡・交渉することは認めない。

9. その他

(1) 緊急あるいは不測の事態でいったん紹介した受入れが不可能となった場合、財団はその責任を負わない。

(2) 交流中に万一事故が生じた場合、財団はその責任を負わない。

(3) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。